



平成 27 年 6 月 24 日

各 位

会 社 名 株式会社 積水工機製作所  
代表者名 代表取締役社長 海田拓洋  
(コード番号：6487 東証 2 部)  
問合せ先 取締役経営管理部長 浜田洋介  
(電話 072-858-1121)

**定款の一部変更及び全部取得条項付普通株式の全部の取得に関する承認決議  
並びに全部取得条項付普通株式の取得に係る基準日設定に関するお知らせ**

当社は、平成 27 年 5 月 20 日付の当社プレスリリース「定款の一部変更及び全部取得条項付普通株式の全部の取得に関するお知らせ」（以下「5 月 20 日付プレスリリース」といいます。）においてお知らせいたしましたとおり、本日、種類株式発行に係る定款の一部変更、全部取得条項に係る定款の一部変更及び全部取得条項付普通株式（下記「I. 当社定款の一部変更及び全部取得条項付普通株式の取得に係る議案の内容」の②において定義いたします。以下同じです。）の取得について、当社の臨時株主総会（以下「本臨時株主総会」といいます。）に付議し、また、全部取得条項に係る定款の一部変更について、当社普通株式を有する株主の皆様を構成員とする種類株主総会（以下「本種類株主総会」といいます。）に付議しましたところ、下記のとおりいずれも原案どおり承認可決されましたのでお知らせいたします。

この結果、当社普通株式は、株式会社東京証券取引所（以下「東京証券取引所」といいます。）の有価証券上場規程に定める上場廃止基準に該当することとなり、本日から平成 27 年 7 月 26 日まで整理銘柄に指定された後、平成 27 年 7 月 27 日をもって上場廃止となる予定です。上場廃止後は、当社普通株式を東京証券取引所において取引することはできません。

また、当社は、本日開催の取締役会において、本臨時株主総会における全部取得条項付普通株式の取得に関する決議に基づき、平成 27 年 7 月 29 日を全部取得条項付普通株式の取得に係る基準日（以下「基準日」といいます。）と定め、同日の最終の当社の株主名簿に記載又は記録された株主様（ただし、当社及び会社法第 172 条第 1 項に基づく申立てを行った株主様を除きます。）をもって、当該株主様が保有する全部取得条項付普通株式の全部を、同月 30 日を取得日として当社が取得し、当該取得と引換えに、全部取得条項付普通株式 1 株につき 648,299 分の 1 株の割合をもって当社の A 種種類株式（下記「I. 当社定款の一部変更及び全部取得条項付普通株式の取得に係る議案の内容」の①において定義いたします。）を交付する株主様として定めることを決議いたしましたので、併せてお知らせいたします。

記

I. 当社定款の一部変更及び全部取得条項付普通株式の取得に係る議案の内容

当社は、5 月 20 日付プレスリリースにおいてお知らせいたしましたとおり、以下の当社定款の一部変更及び全部取得条項付普通株式の全部の取得についてご承認をいただくため、本日、本臨時株主総会及び本種類株主総会を開催いたしました。

- ① 当社の定款の一部を変更して、従前の普通株式に加えて、5 月 20 日付プレスリリース「I. 1. 種類株式発行に係る定款の一部変更の件（「定款の一部変更の件その 1」）」記載の定款変更案第 6 条の 2 に定める内容の A 種種類株式（以下「A 種種類株式」といいます。）を発行する旨の定めを新設し、当社において普通株式とは別の種類の当社の株式を発行できるものとするにより、当社を会社

法（平成26年法律第90号。その後の改正を含みます。以下同じです。）の規定する種類株式発行会社（会社法第2条第13号に定義するものをいいます。以下同じです。）といたします。

- ② 上記①による変更後の当社の定款の一部をさらに変更して、当社の発行する全ての普通株式に全部取得条項（会社法第108条第1項第7号に規定する事項についての定めをいいます。以下同じです。）を付す旨の定めを新設いたします（全部取得条項が付された後の当社普通株式を、以下「全部取得条項付普通株式」といいます。）。なお、全部取得条項付普通株式の内容として、当社が株主総会の特別決議によって全部取得条項付普通株式の全部（当社が保有する自己株式を除きます。以下同じです。）を取得する場合において、全部取得条項付普通株式1株と引換えに、A種種類株式を648,299分の1株の割合をもって交付する旨の定めを設けます。
- ③ 会社法第171条第1項並びに上記①及び②による変更後の当社の定款に基づき、株主総会の特別決議によって、当社が全部取得条項付普通株式の全部を取得し、当該取得の対価として、当社及び会社法第172条第1項に基づく申立てを行った株主様を除く全部取得条項付普通株式の株主様に対して、その保有する全部取得条項付普通株式1株と引換えにA種種類株式を648,299分の1株の割合をもって交付いたします。なお、上記①乃至③を実施した場合、三光合成株式会社（以下「三光合成」といいます。）以外の各株主様に対して取得対価として交付されるA種種類株式の数は、1株未満の端数となる予定です。また、交付されるA種種類株式が1株に満たない端数となる全部取得条項付普通株主の皆様につきましては、会社法第234条その他の関係法令等の定めに従い、最終的には金銭が交付されることとなります。

## II. 各議案に係る承認決議

### 1. 種類株式発行に係る定款の一部変更及び全部取得条項に係る定款の一部変更（上記I. ①及び②）の承認決議

#### (1) 承認可決された事項の内容

上記I. ①及びこれに伴う所要の定款の一部変更は、本臨時株主総会における第1号議案として付議され、原案どおり承認可決されました。

また、上記I. ②の定款の一部変更は、本臨時株主総会における第2号議案及び本種類株主総会における議案として付議され、いずれも原案どおり承認可決されました。

本臨時株主総会における第1号議案に係る定款の一部変更の内容は、5月20日付プレスリリース「I. 1. 種類株式発行に係る定款の一部変更の件（「定款の一部変更の件その1」）」に記載のとおりであり、また、本臨時株主総会における第2号議案及び本種類株主総会における議案に係る定款の一部変更の内容は、5月20日付プレスリリース「I. 2. 全部取得条項に係る定款の一部変更の件（「定款の一部変更の件その2」）」に記載のとおりです。

#### (2) 定款の一部変更の効力の発生

上記I. ①及びこれに伴う所要の定款の一部変更の効力は、本臨時株主総会における承認可決をもって、本日発生しております。

また、上記I. ②の定款の一部変更の効力は、本臨時株主総会及び本種類株主総会における承認可決をもって、平成27年7月30日に発生いたします。

### 2. 全部取得条項付普通株式の取得（上記I. ③）の承認決議

#### (1) 承認可決された事項の内容

上記I. ③は、その他の必要事項の決定を取締役に一任いただくことを含めて本臨時株主総会における第3号議案として付議され、原案どおり承認可決されました。

当該議案の内容は、5月20日付当社プレスリリース「II. 全部取得条項付普通株式の取得の件」に記載のとおりです。

(2) 全部取得条項付普通株式の取得の効力発生

全部取得条項付普通株式の取得の効力は、本臨時株主総会及び本種類株主総会における承認可決により、上記Ⅰ. ②の定款の一部変更の効力が発生することを条件として、平成27年7月30日（以下「取得日」といいます。）に発生いたします。

(3) 全部取得条項付普通株式の取得の実施に関する手続

全部取得条項付普通株式の取得の効力が発生した場合、上記のとおり、当社は、取得日において、株主から全部取得条項付普通株式の全部を取得し、当該取得と引換えに、上記Ⅰ. ①の定款の一部変更によって設けられるA種種類株式を、全部取得条項付普通株式1株につき648,299分の1株の割合をもって交付いたします。

また、当社は、株主様に対するA種種類株式の交付の結果生じる1株未満の端数につきましては、その合計数（会社法第234条第1項により、その合計数に1株に満たない端数がある場合には、当該端数は切り捨てられます。）に相当する数のA種種類株式を、会社法第234条の定めに従って売却し、当該売却によって得られた代金をその端数に応じて各株主様に交付いたします。

なお、かかる売却手続に関し、当社は、会社法第234条第2項の規定に基づき、裁判所の許可を得て、三光合成に対してA種種類株式を売却することを予定しております。この場合のA種種類株式の売却価格につきましては、必要となる裁判所の許可が予定どおり得られた場合には、全部取得条項付普通株式の株主様が保有する全部取得条項付普通株式の数に285円（三光合成が平成27年3月9日から平成27年4月20日まで当社普通株式に対して行った公開買付けにおける当社普通株式1株当たりの公開買付価格）を乗じた金額に相当する金銭が各株主様に交付されるような価格に設定することを予定しております。ただし、裁判所の許可が得られない場合や、計算上の端数調整が必要な場合等においては、実際に交付される金額が上記金額と異なる場合もあり得ます。

Ⅲ. 全部取得条項付普通株式の取得に係る日程の概要（予定）

全部取得条項付普通株式の取得に係る日程の概要（予定）は以下のとおりです。

本臨時株主総会及び本種類株主総会の開催日	平成27年6月24日
種類株式発行等に係る定款の一部変更（上記Ⅰ. ①）の効力発生日	平成27年6月24日
当社普通株式の整理銘柄への指定	平成27年6月24日
全部取得条項付普通株式の取得及びA種種類株式交付に係る基準日設定公告	平成27年6月25日
当社普通株式の売買最終日	平成27年7月24日
当社普通株式の上場廃止日	平成27年7月27日
全部取得条項付普通株式の取得及びA種種類株式交付に係る基準日	平成27年7月29日
全部取得条項に係る定款の一部変更（上記Ⅰ. ②）の効力発生日	平成27年7月30日
全部取得条項付普通株式の取得及びA種種類株式交付の効力発生日	平成27年7月30日

以上